

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年4月28日（火曜日）
開 会 午前 9時59分
閉 会 午前10時32分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 1人

委 員 高 田 真 里

5 委員外議員として出席した者

| | |
|-----|---------|
| 議 員 | 上 野 蛭 |
| // | 木 下 章 広 |
| // | 金 井 毅 俊 |
| // | 大 島 満 |
| // | 尾 上 一 彦 |
| // | 赤 星 ゆかり |
| // | 村 上 和 久 |
| // | 五 本 幸 正 |

6 説明のために出席した者

【財務部】

| | |
|----------|-------|
| 部長 | 中田 貴保 |
| 参事（財政課長） | 古西 達也 |

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

| | |
|-----------|-------|
| 事務局長 | 浦野 弘司 |
| 事務局次長 | 福原 武 |
| 庶務課長 | 大野 満 |
| 議事調査課長 | 野嶽 誠司 |
| 議事調査課長代理 | 中山 崇 |
| 議事調査課議事係長 | 酒井 優 |
| 議事調査課調査係長 | 本田 宏之 |
| 議事調査課主事 | 北山 栞 |

8 会議の概要

委員長 時間になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

高田 真里委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

まず、委員会記録の署名委員に岡部委員、押田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、5月臨時会の運営についてであります。

この5月臨時会については、市長から、5月1日（金曜日）に招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

それでは、具体の協議に入ります。

まず、1つ目の会期については、5月1日（金曜日）の1日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではそのように決定いたします。

次に、2つ目の提出予定案件について、当局から説明を求めます。

財務部長 〔議案概要書により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど財務部長から説明がありましたとおり、本臨時会に予算案件1件、条例案件3件、承認案件2件、報告案件2件が提出される予定になっております。
これらの案件について、議長は、所管する予算決算委員会及び各常任委員会へ付託するとの判断を示しておられます。
そこで、この案件については、臨時会当日、提案理由説明、議案質疑の後、本会議を一旦休憩し、休憩中に予算決算委員会及び各常任委員会・分科会を開催し審査を行うことにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではそのように決定いたします。

なお、今ほどの議案についての議案概要書及び議案説明資料については、この委員会終了後に棚入れにより配付させていただきます。また、議案書は4月30日（木曜日）の朝に各会派の議員控室に配付することですので、御承知おき願います。

ここで、本件に対する議案質疑、討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。まず、議案質疑の通告期限については、臨時会前日、4月30日（木曜日）の午後5時まで、討論の通告期限についても、同日、4月30日（木曜日）の正午までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が同日、4月30日（木曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おきください。

ここで、議案質疑の通告期限についてですが、申合せ上は議案質疑が行われる日の前日、4月30日（木曜日）の午後5時までとなっております。

議案質疑の通告期限は今ほど御案内いたしましたとおりですが、新型コロナウイルス感染症に対して日夜懸命に職務を遂行している当局への負担軽減のため、なるべく早く通告を提出していただきますようお願いいたします。次に、3つ目の決議（案）についてであります。

このことについては、お手元に配付のとおり、新型コロナウイルス感染症を理由とする偏見や不当な差別、風評被害の防止に関する決議（案）が議員提出議案として提出されることとなっております。

このことについて、議長は、臨時会当日、5月1日（金曜日）の本会議において、本議案を上程し、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではそのように決定いたします。

ここで、本決議（案）に対する質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

まず、質疑の通告期限については、臨時会前日、4月30日（木曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、本日の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が4月30日（木曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。なお、この臨時会の運営については、去る4月22日に開催されました各派代表者会議に

において、お手元に配付してあります資料を基に協議されております。

その中で、本会議・委員会の対応については、1つに、本会議の採決以外の議事においては、定足数（議員定数の半数以上）に留意しつつ出席議員数を調整する、2つに、議案質疑終了後、本会議に出席している議員がそのまま予算決算委員会（前期全体会）の委員として委員会に出席する、3つに、各委員会・分科会と予算決算委員会（後期全体会）は全委員が出席する、4つに、本会議の採決は全議員が出席して行うとの対応を行うことが確認されております。

また、傍聴については、本会議・委員会ともに禁止はしないものの、傍聴自粛を呼びかける貼り紙を事務局窓口や傍聴受付に掲示すること、実際に傍聴される場合には咳エチケット等の徹底やアルコール消毒液の使用による感染防止への協力を依頼することが併せて確認されております。

さらに、本会議・委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、出席者にマスク着用を義務づけるとともに、発言はマスクを着用したままで行うことも確認されております。

ここで、委員外議員の赤星議員より、発言申

出書が事前に提出されておりますので、お諮りいたします。

赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。よって、赤星議員の発言は許可することに決定いたしました。
それでは、赤星議員、どうぞ。

赤星議員 お許しを頂きまして、発言をさせていただきます。
ただいま、本会議への出席議員の決め方についての資料を頂いていますが、議席番号の奇数・偶数で決めますと会派によっては一私たちは2人会派ですが、2人とも偶数なので出席できなくなるので、これはよろしくないな、困ったなと思っていたところです。
下線が引いてありまして、「なお質疑及び討論を予定している議員についてはこの限りではない」という言葉が入っておりますので、確認をさせていただきたいと。質疑や討論を通告した場合はちゃんと出席できるということでもよろしいでしょうか。

委員長

はい、ここに線が引いてあるとおりですね。質疑及び討論を予定している議員はこの限りではありません。

この資料をよく見ていただければ分かると思いますけれども、副議長及び常任委員長は出席するように配慮してあります。そのことは、よく見ていただければ分かると思います。

（「私の資料には入っていません」と発言する者あり）

委員長

下のほうに書いてあります。

赤星議員

それと、議案の質疑についてなのですが、いつもの議案質疑の方法ですと3回までしかやり取りができないですし、自己の意見を述べることができません。

コロナ対策についてはそれぞれの議員や会派として、市民の方からいろいろな声を聞いていると思いますし、いろいろな提案をしたいところだと思うのですね。

今日、富山県議会の臨時会では1人10分以内で一自由民主党から2人、社会民主党議員会と日本共産党と公明党から1人ずつ登壇して質問するというのを聞いております。

今回、コロナ対策に限ってはそういった方法

がとれないかということをご提案したいと思
います。よろしくお願ひします。

委員長 事務局より何か見解はありますか。

議事調査課長 富山県議会の臨時会につきまして、県の議
会事務局のほうに、どういった方法で行うの
かということを確認いたしました。
富山県議会につきましては、今ほど言われま
したとおり議案の質疑については10分以内
で、その内容につきましては富山市議会と同
様、あくまで提出されている議案に対する質
疑をするもので意見や要望は述べられないと。
それから、再質問については1回のみで3分
以内という条件を付けているそうであります。

委員長 これで県議会のほうの中身は分かりましたね。

(「はい」と発言する者あり)

委員長 富山市議会では、県議会と違ってコロナ対策
については連絡協議会をつくって意見が言え
るような状況をつくっておりますので、コ
ロナ対策の質疑についてはそちらでできると思
います。意見としては承っておきます。
皆様方もそれでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのようにいたします。

そこで、この臨時会の運営については、各派代表者会議で確認された内容を尊重し、お手元に配付してあります資料のとおり実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

江西委員

1点だけ確認させていただいてよろしいですか。

質疑及び討論を予定している議員についてはこの限りではないということは理解したわけでありましてけれども、今回の目的は3密を防ぐためということでありまして、基本的には本来参加すべきメンバー、議員に託す、もしくはいない場合は会派の中でも最小限にするということは念のため、当然そう言わずとも御理解されているとは思いますが、共通の認識として持っているべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

今のことについてはよろしいですね。

それでは、以上のことを踏まえ、お手元の資料に沿って臨時会当日、5月1日の本会議の進め方について、事務局から説明願います。

議事調査課長 〔「本会議の進め方（案）について」により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。それでは、お諮りいたします。5月1日の本会議の進め方については、ただいま事務局から説明のありましたとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。なお、ただいまの事務局の説明で使用した資料については、後ほど全議員に棚入れいたします。また、本会議及び各委員会・分科会で使用する筆記用具等については、新型コロナウイルス

ス感染症拡大防止の観点から、各自持参することとさきの各派代表者会議にて併せて確認がされておりますので、御承知おきください。最後に、私のほうからお伝えしたいことが3点あります。

まず1点目は、臨時会で予定されている委員長報告についてであります。

今臨時会に提出された議案は所管の常任委員会へそれぞれ付託することになりますが、委員会によっては、補正分の議案の付託はなく、議決不要の案件についてのみ当局から報告がある場合もあります。

そのような委員会では、臨時会での委員長報告を省略する可能性がありますので、あらかじめ御承知おき願います。

次に2点目は、傍聴席の使用制限についてであります。

議長から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席については間隔を空けたほうがよいのではないかとのお話がありました。そこで、本臨時会においては、間隔を空けた上で着席するよう、使用できる傍聴席をあらかじめ3分の1程度とし、必要に応じて増やしていくことといたしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

最後に3点目は、服装についてであります。

臨時会が開催される5月1日からはクールビズ期間となりますので、議場で行われる会議以外は上着を要しないこととなります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員会室では適宜換気を行うこととなりますので、上着については各自の判断で対応していただければと思います。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 5 月 臨時 会
(令和 2 年 4 月 2 8 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署 名 委 員 岡 部 享

署 名 委 員 押 田 大 祐